

平成 27 年度予算の概算要求に当たっての
基本的な方針について

麻生議員提出資料
平成 26 年 7 月 25 日

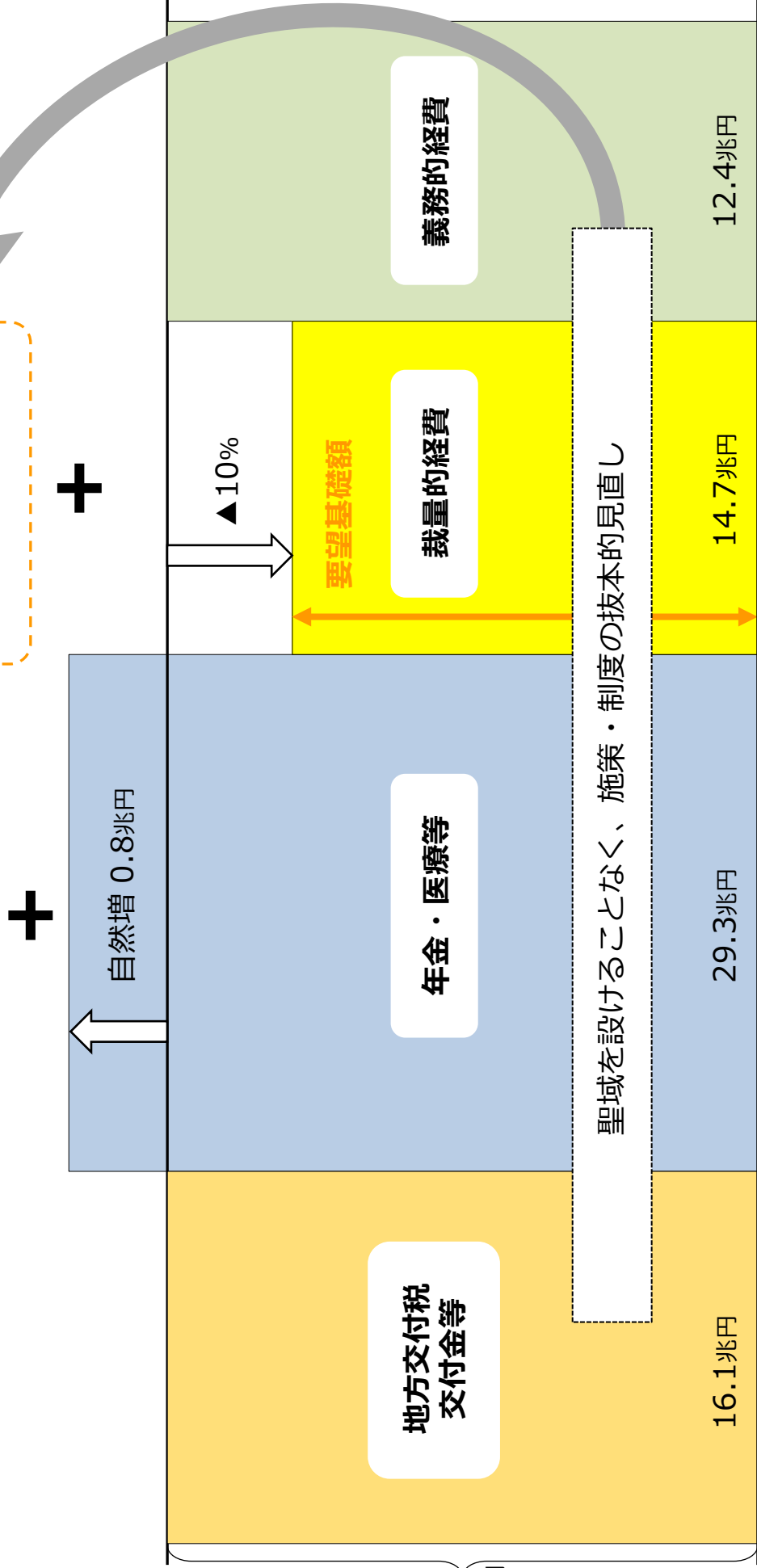
平成27年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について

要望 (要望基礎額の30%)

税制抜本改革に伴う
社会保障の充実 ※2
(予算編成過程において検討)

新しい日本のための
優先課題推進枠
(要求とともに要望を行い、
予算編成過程において検討)

骨太の方針・成長戦略等を
踏まえた諸課題について要望
税収等や歳出の動向
を踏まえ措置



※1 地方交付税交付金等については、「中期財政計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、国勢調査経費の増などの特殊要因については加減算。東日本大震災復興特別会計への繰入は、既定の方針に従って所要額を要求。

※2 税制抜本改革法に基づく消費税率の引上げは附則18条に則って判断することとなっている。

**「平成 27 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」
(平成 26 年 7 月 25 日閣議了解)の骨子**

平成 27 年度予算は、「中期財政計画」に沿って、平成 26 年度予算に続き、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とする。そのため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。これらを踏まえ、平成 27 年度予算の概算要求については、下記により行う。

1. 要求・要望

- 年金・医療等については、前年度当初予算額にいわゆる自然増(8,300 億円)を加算した範囲内で要求。ただし、自然増の内容を厳しく精査していくことを含め、合理化・効率化に最大限取り組む。
- 地方交付税交付金等については、「中期財政計画」との整合性に留意しつつ要求。
- 義務的経費については、前年度予算額と同額を要求。国勢調査経費の増などの特殊要因については加減算。その上で、聖域を設けることなく抜本的な見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図る。
- 東日本大震災復興特別会計への繰入は、既定の方針に従って所要額を要求。
- その他の経費については、前年度予算額の 100 分の 90(「要望基礎額」)の範囲内で要求。
- 予算の重点化を進めるため、「骨太の方針 2014」及び「『日本再興戦略』改訂 2014」等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、各省は上記要望基礎額の 100 分の 30 の範囲内で要望。

2. 予算編成過程における検討事項

- 要求・要望について、施策・制度の抜本的見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うことにより、真に必要なニーズにこたえるための精査を行い、前年度を上回る効率化を行う。その際、民間需要や民間のイノベーションの誘発効果が高いもの、緊急性の高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視する。また、既存のあらゆる予算措置について、従来の計上方法にとらわれずに、ゼロベースで見直しを行う。
- その上で、「新しい日本のための優先課題推進枠」において要望された経費については、税金等や歳出の動向を踏まえ、「中期財政計画」に定める基礎的財政収支の改善目標を達成できる範囲内で措置する。
- 税制抜本改革法に基づく消費税率の引上げは附則第 18 条に則って判断することとなっており、社会保障 4 経費の充実などについては、附則第 18 条に基づく判断を踏まえた上で、平成 27 年度における消費税増収分の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討する。

3. 要求期限

- 要求・要望に当たっては 8 月末日の期限を厳守。

平成 27 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について

〔平成 26 年 7 月 25 日
閣 議 了 解〕

平成 27 年度予算は、「中期財政計画」（平成 25 年 8 月 8 日閣議了解）に沿って、平成 26 年度予算に続き、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とする。そのため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。

これらを踏まえ、平成 27 年度予算の概算要求については、具体的には下記により行う。

記

1. 要求・要望について

各省大臣は、以下に規定する額について適正に積算を行い、要求・要望を行う。

(1) 年金・医療等に係る経費

年金・医療等に係る経費については、前年度当初予算における年金・医療等に係る経費に相当する額に高齢化等に伴ういわゆる自然増として 8,300 億円を加算した額の範囲内において、要求する。

なお、上記自然増について高齢化による増加とそれ以外の要因による増加などその内容を厳しく精査していくことを含め、年金・医療等に係る経費について、合理化・効率化に最大限取り組み、その結果を平成 27 年度予算に反映させることとする。

(注)年金・医療等に係る経費については、補充費途として指定されている経費等に限る。以下同じ。

(2) 地方交付税交付金等

地方交付税交付金及び地方特例交付金の合計額については、「中期財政計画」との整合性に留意しつつ、要求する。

(3) 義務的経費

以下の(イ)ないし(ホ)及び(注 1)ないし(注 3)に掲げる経費(上記(1)及び(2)に掲げる経費に相当する額を除く。以下「義務的経費」という。)については、前年度当初予算における各経費の合計額に相当する額の範囲内において、義務的性格の根拠を明示の上、要求する。

(イ) 補充費途として指定されている経費

(ロ) 人件費

(ハ) 法令等により支出義務が定められた経費等の補充費途に準ずる経費(平成 26 年度当初予算におけるエネルギー対策特別会計への繰入等及びその他施設費を除く。)

(ニ) 防衛関係費及び国家機関費(一般行政経費を除く。)に係る国庫債務負担行為等予算額

(ホ) 予備費

(注 1) 人件費に係る平年度化等の増減及び平成 27 年度の国勢調査に必要な経費等の増減については、上記の額に加減算する。

(注 2) B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る経費については、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 126 号)等を踏まえ、既定の方針に従って所要の額を要求する。

(注 3) 旧軍人遺族等恩給費等については、前年度当初予算における旧軍人遺族等恩給費等に相当する額から受給者の減等に伴う減額を減算した額の範囲内において、要求する。

なお、義務的経費についても、定員管理の徹底も含め、聖域を設けることなく、制度の根幹にまで踏み込んだ抜本的な見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図る。

(4) 東日本大震災からの復興対策に係る経費

東日本大震災からの復興対策については、既存の事業の成果を検証しつつ、その効率化を進め、復興の新たなステージに応じて、復興庁のみならず政府全体の施策を活用して推進する。東日本大震災復興特別会計においては、平成 25 年 1 月 10 日の復興推進会議における総理指示を踏まえ、流用等の批判を招くことがないよう、津波・地震被害や原子力災害からの復旧・復興に直結するものなど、真に必要な経費を要求する。また、「新しい東北」の創造と経済再生との好循環を目指して、先導モデル事業等による先進的な取組の加速化等に取り組む。

一般会計から東日本大震災復興特別会計への繰入れについては、財務大臣が、東日本大震災からの復興のための財源を捻出するため、既定の方針に従って所要額を要求する。

(5) その他の経費

基礎的財政収支対象経費のうち、上記(1)ないし(4)に掲げる経費を除く経費（以下「その他の経費」という。）については、既定の歳出を見直し、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額に 100 分の 90 を乗じた額（以下「要望基礎額」という。）の範囲内で要求する。

(注 1) 石油石炭税及び電源開発促進税の税込見込額と平成 26 年度当初予算におけるエネルギー対策特別会計への繰入額相当額との差額等については上記の額に加算する。

(注 2) 年金・医療等に係る経費と(2)ないし(5)に掲げる経費については、両経費の性質が異なることから、両経費間での調整は行わない。ただし、各経費において、恒久的な削減を行ったものとして、財務大臣が認める場合には、両経費間で調整をすることができる。また、調整を認めるに当たっては、今後の各経費の増加の見込みも勘案する。

(注 3) 公共事業関係費等に関する地域に係る一括計上分については、関係する大臣において調整を行う。

(注 4) (3)に規定する義務的経費（(3)(注 1)ないし(注 3)の規定に基づき加減算が認められている経費（人件費を除く。）及

び既存債務の支払いに係る経費を除く。)及び(5)に規定するその他の経費(5)(注1)の規定に基づき加減算が認められている経費を除く。)の要求額については、その合計額の範囲内において、各経費間で所要の調整をすることができる。

(6) 新しい日本のための優先課題推進枠

平成27年度予算においては、予算の重点化を進めるため、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)及び「『日本再興戦略』改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)等を踏まえた諸課題(地方の創生と人口減少の克服に向けた取組を含む。)について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を措置する。

このため、各省大臣は、(1)ないし(5)とは別途、要望基礎額に100分の30を乗じた額の範囲内で要望を行うことができる。

(7) 行政事業レビュー

上記の要求に当たって、各省大臣は、「行政事業レビューの実施等について」(平成25年4月5日閣議決定)に沿って、各府省庁における行政事業レビューの結果を反映し、実効性あるPDCAを推進する。

具体的には、「廃止」や「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」と結論づけられた事業について、その結論を的確に反映するとともに、類似の事業を含め、他の事業についても、「行政事業レビューにおける事業の点検・見直しの視点」(平成25年8月6日行政改革推進会議とりまとめ)や「秋のレビュー」のとりまとめ(平成25年11月20日行政改革推進会議とりまとめ)等を踏まえ、既存事業の実績や効果を効率性、有効性等の観点から徹底検証して見直した上で要求を行う。

2. 予算編成過程における検討事項

- (1) 予算編成過程においては、各省大臣の要求・要望について、施策・制度の抜本的見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うことにより真に必要なニーズにこたえるため精査を行い、前年度を上回る効率化を行う。その際、民間需要や民間のイノ

バージョンの誘発効果が高いもの、緊急性の高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視する。また、引き続き、補正予算も含めて既存のあらゆる予算措置について、従来の計上方法にとらわれずに、ゼロベースで見直しを行う。

(2) その上で、「新しい日本のための優先課題推進枠」において要望された経費については、税込等や歳出の動向を踏まえて、「中期財政計画」に定める基礎的財政収支に係る改善目標を達成できる範囲内で措置する。

(3) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号) に基づき行う番号の通知等に要する経費、「沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に盛り込まれた措置の実施の促進について」(平成 8 年 12 月 3 日閣議決定) に基づく沖縄関連の措置に係る経費、「平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(平成 10 年法律第 35 号) 等に基づく厚生年金保険事業に係る国庫負担の繰入れに必要な経費等の平成 27 年度における取扱いについては、予算編成過程において検討する。また、「政府専用機に関する対応方針について」(平成 25 年 8 月 7 日政府専用機検討委員会決定) に基づく新たな政府専用機導入に伴う経費の取扱いについては、予算編成過程において検討する。

また、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(平成 18 年 5 月 30 日閣議決定) 及び「平成 22 年 5 月 28 日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」(平成 22 年 5 月 28 日閣議決定) に基づく再編関連措置に関する防衛関係費に係る経費の平成 27 年度における取扱いについては、防衛関係費の更なる合理化・効率化を行ってもなお、地元の負担軽減に資する措置の的確かつ迅速な実施に支障が生じると見込まれる場合は、予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。

(4) 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成 24 年法律第 68 号) 第 3 条の規定に基づく消費税率の引上げについては、同法附則第 18 条に則って、経済状況等を総合的に勘案して判断

を行うこととされており、当該引上げによるものを含め、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（以下「社会保障 4 経費」という。）の充実並びに社会保障 4 経費に係る消費税率引上げに伴う支出の増（以下「公経済負担」という。）並びに地方交付税法定率分の充実の前年度当初予算からの増加の取扱いについては、同法附則第 18 条に基づく判断を踏まえた上で、平成 27 年度における消費税増収分の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討する。また、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金その他消費税率の引上げに伴う影響を緩和するための措置の取扱いについては、同法附則第 18 条に基づく判断等を踏まえた上で、上記の社会保障 4 経費の充実との関係を整理しつつ、予算編成過程で検討する。その他社会保障・税一体改革と一体的な経費については、前年度当初予算の例に基づき所要の額を要求するものとし、同法附則第 18 条に基づく判断等を踏まえた上で、社会保障・税一体改革に伴う制度改正等を適切に反映する。住宅取得に係る給付措置及び同法第 3 条の規定に係る社会保障 4 経費以外に係る公経済負担の取扱いについては、同法附則第 18 条に基づく判断を踏まえて、予算編成過程で検討する。

3. 要求期限等

上記による要求・要望に当たっては、8 月末日の期限を厳守する。

なお、やむを得ない事情により、この期限後に追加要求・要望を提出せざるを得ない場合であっても、上記に従って算出される額の範囲内とする。